

2021年2月

2021年度（令和3年度）

港湾厚生関連施設

事業計画書

指定管理者

一般社団法人 横浜港湾福利厚生協会

<事業計画>

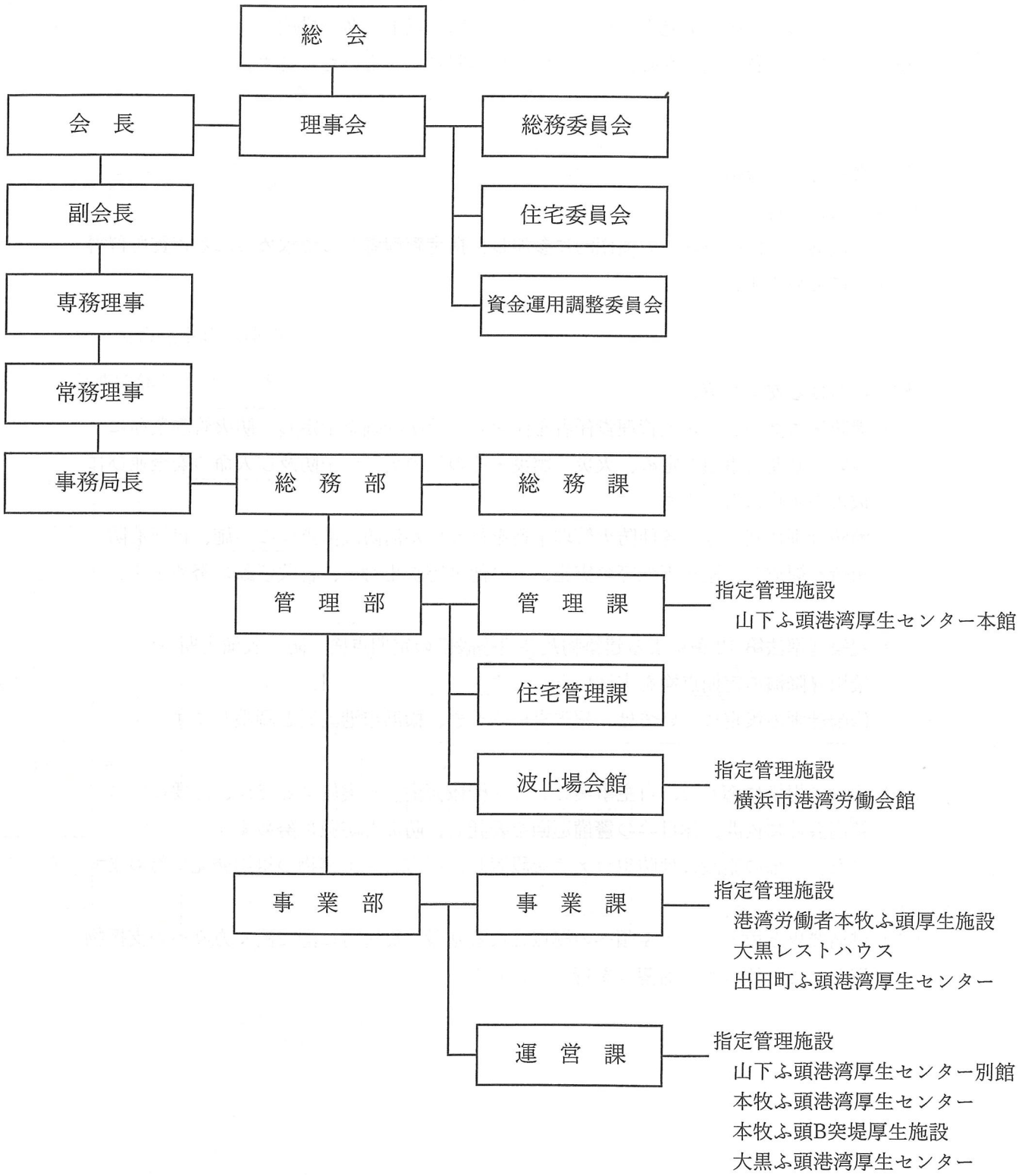
- 1 管理執行体制
- 2 指定管理業務計画
- 3 自主事業計画
- 4 収支計画書
- 5 研修等の計画

1 管理執行体制

(1) 執行体制

港湾厚生関連施設に関する指定管理業務の管理運営は、次の体制で業務を執行するものとします。

執行体制組織図 (2021年3月31日時点)



日常的な管理運営は、各担当部署で対応しますが、必要な情報は定期的に行われる会議において情報共有します。

問題発生時には、組織として対応策を検討することとしております。

- (1) 幹部会議 … 毎月第一水曜日 係長以上 23 名で構成
- (2) 課長会議 … 毎月第二・第四水曜日 課長以上 7 名で構成
- (3) 部課長会議 … 毎月第二・第四水曜日 課長以上 13 名で構成
- (4) 部長会議 … 毎週水曜日 部長以上 8 名で構成

※緊急時には、各会議とも必要に応じて臨時開催にて対応いたします。

<担当者が有する資格等>

○甲種防火管理者

また、横浜市主催の研修にも積極的に参加し、指定管理者として求められる資質を習得するように努めます。

<施設における安全対策>

- (1) 消防法に基づき、防火管理責任者を任命し、消防計画を策定し、防火管理業務について必要な事項を定め、火災・震災・その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の防止に努めます。

消防計画に基づき、各種防火管理業務を行うほか消防設備点検の実施、自衛消防組織を編成し、避難訓練等の実施、その他災害防止対策、啓蒙活動に努めます。

- (2) 建築基準法第 12 条による建築物及び建築設備の定期点検、防火設備定期点検、乗用昇降機の定期点検を実施いたします。

修繕計画の策定については、報告書に基づき、横浜市港湾局と調整します。

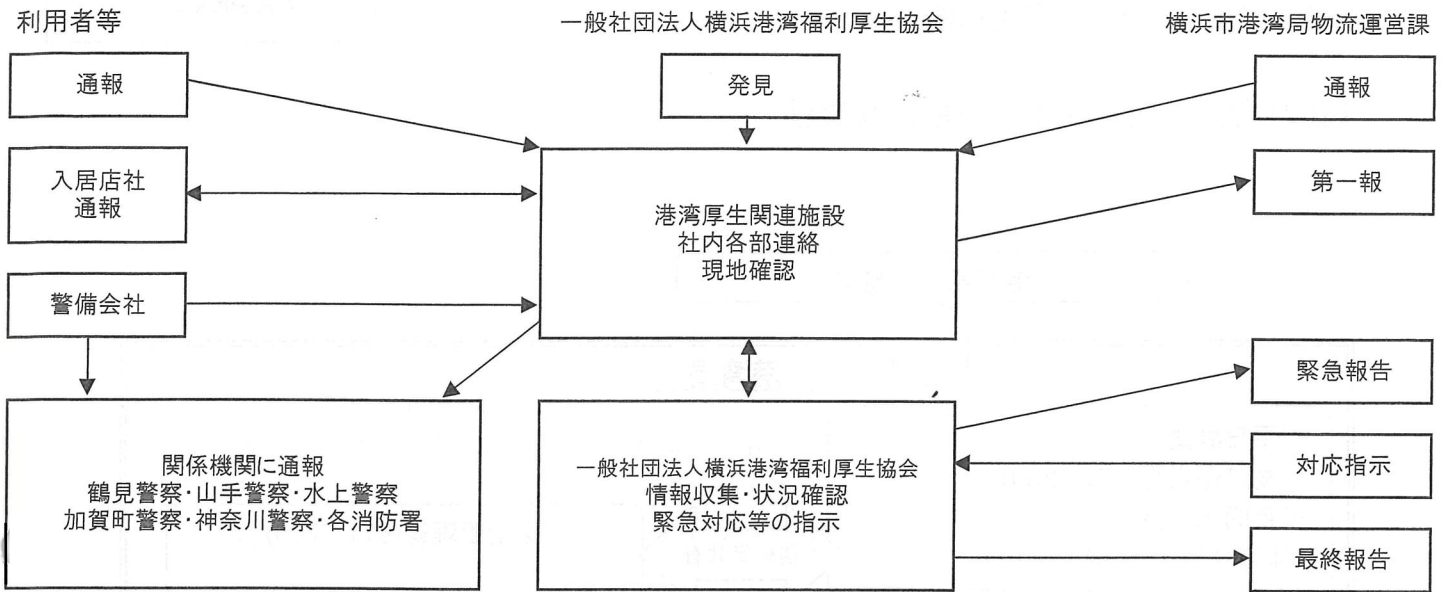
- (3) 施設の規模に応じて、自主事業として「機械警備」を実施するほか、必要に応じて警備会社に夜間、休日等の警備巡回を委託し、防災と防犯に努めます。

また、一部の施設には防犯カメラを設置し、不審者・不審物の早期発見に努めます。

- (4) 港湾業界と協力し、各ふ頭への拠点となる施設に災害時に港で働く方々への支援物資として、飲料水の備蓄等を行っております。

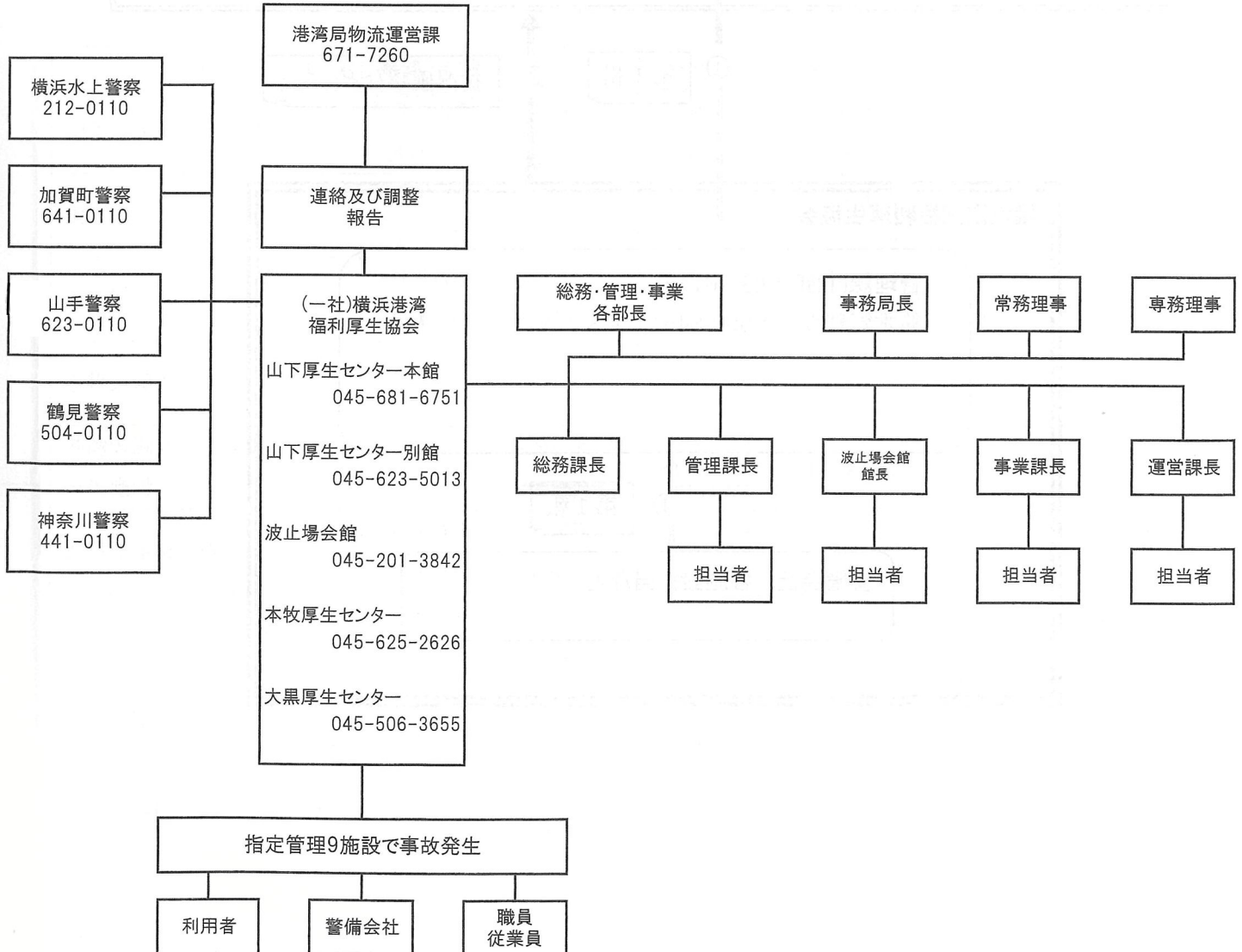
(3) 事故・災害発生時対応

夜間・休日等を含め365日24時間、緊急時には下記フローにより適切に対応します。



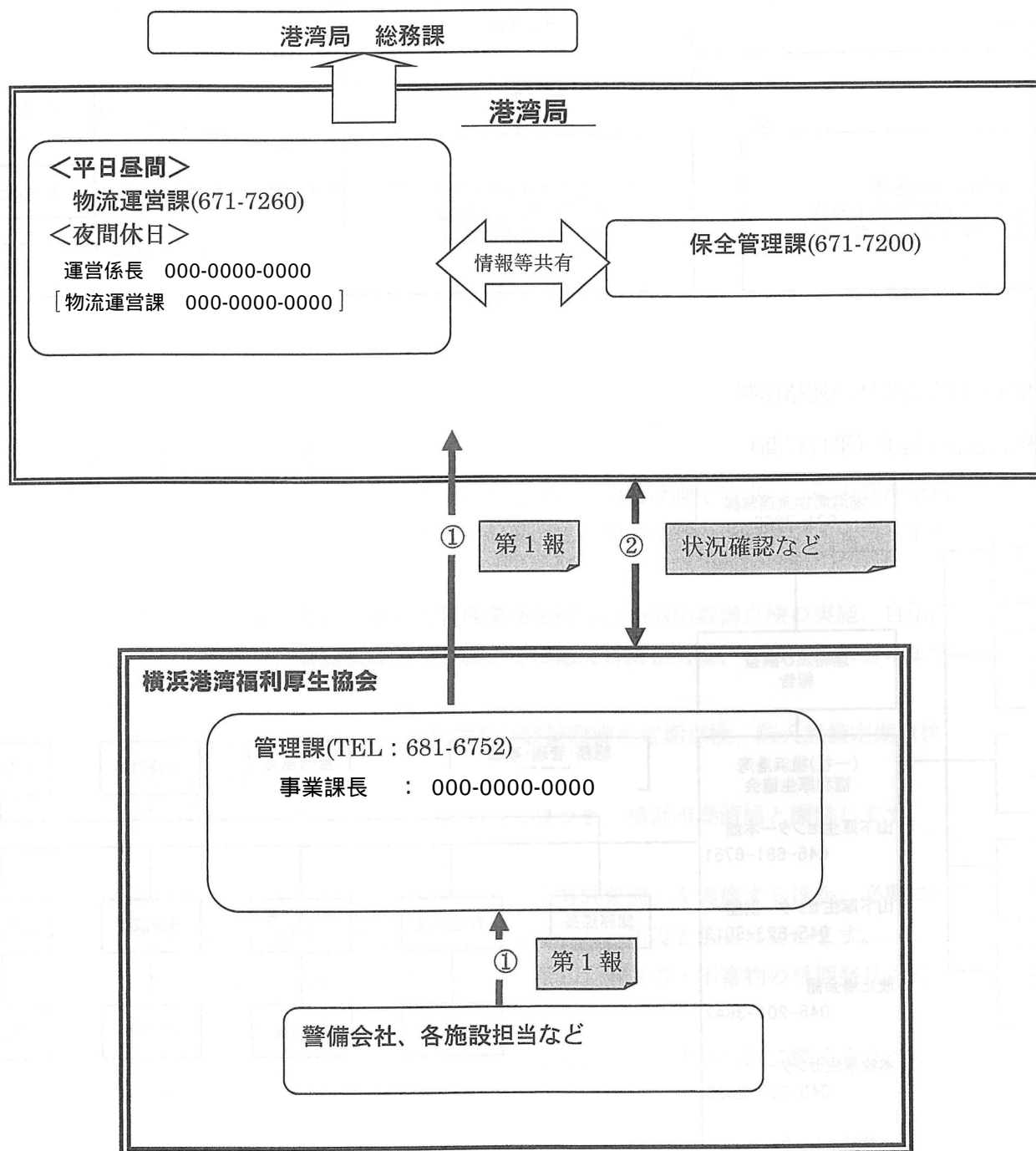
(4) 事故・災害発生時の連絡体制

緊急連絡体制① (平日昼間)



施設管理及び事故報告緊急連絡体制

【2021年度 横浜市港湾厚生関連施設】



2 指定管理業務計画書

基本協定書に基づき、港湾労働者の福利厚生推進に関する業務を行い、施設の維持管理と効率的な業務の推進に向け取り組んでまいります。

また、港湾労働者が安心して快適に利用できるよう次に掲げる項目を重点的に推進してまいります。

(1) 施設の利用促進に向けて

当協会のホームページ上で情報を発信するとともにアンケート調査等を行い港湾労働者の声に応じてまいります。

(2) 管理施設の維持管理について

当協会は港湾福利厚生施設の管理運営を60年以上にわたり行い、港湾労働者の利用ニーズ等を把握しており、引き続き適切な維持管理に努めます。

現在は、新型コロナウイルス対策として、各施設へのアルコール消毒の設置、感染拡大の状況に応じて利用人数の制限を行うなど、港湾労働者の安全と衛生を考えたサービス提供を行っております。

(3) 法定点検実施計画（各法令に基づき実施いたします。）

下記表のとおり

施設名	電気工作物	建築12条	浄化槽	消防設備	小規模受水槽	エレベーター
山下厚生センター本館	月次点検 年次点検	建築物1回/3年 建築設備年1回	隔週点検 年1回法定	機器年1回 総合年1回	—	—
山下厚生センター別館	月次点検 年次点検	—	—	機器年1回 総合年1回	—	月次点検 法定点検
本牧厚生センター	月次点検 年次点検	建築物1回/3年 建築設備年1回	—	機器年1回 総合年1回	清掃・法定検査 年1回	—
本牧ふ頭B突堤厚生施設	—	—	—	—	—	—
港湾労働者本牧ふ頭 厚生施設	—	建築物1回/3年 建築設備年1回	1回/3ヶ月点検 年1回法定	消火器点検	—	—
大黒厚生センター	月次点検 年次点検	建築物1回/3年 建築設備年1回	1回/3ヶ月点検 年1回法定	機器年1回 総合年1回	—	月次点検 法定点検
大黒レストハウス	月次点検 年次点検	建築物1回/3年 建築設備年1回	1回/3ヶ月点検 年1回法定	機器年1回 総合年1回	—	—
出田町厚生センター	—	—	1回/3ヶ月点検 年1回法定	—	—	—
横浜市港湾労働会館	月次点検 年次点検	建築物1回/3年 建築設備年1回	—	機器年1回 総合年1回	清掃・法定検査 年1回	月次点検 法定点検

外部委託を予定している業務（2021年4月1日～2022年3月31日）

(1) 当該業務を専門とする事業者へ委託、全施設共通

消防設備点検（出田町ふ頭港湾厚生センターは除く）、清掃業務、排水管清掃、
防虫防鼠、害虫駆除（出田町ふ頭港湾厚生センター、港湾労働者本牧ふ頭厚生施設
は入居者が実施）

<協定書及び仕様書に記載のある点検等の外部委託項目>

外部委託項目	山下厚生 本館	山下厚生 別館	本牧厚生 センター	本牧ふ頭 B7突堤	港湾労働者 本牧施設	大黒厚生 センター	大黒レス トハウス	出田町厚生 センター	港湾 労働会館
建築 12 条点検	○	—	○	—	○	○	○	—	○
保安警備	—	—	—	—	—	—	—	—	○
シャッター点検	—	○	—	—	—	○	—	—	—
自家用電気工作物点検	○	○	○	—	—	○	○	—	○
浄化槽点検	○	—	—	—	○	○	○	○	—
自動ドア点検	○	—	—	—	—	○	—	—	○
空調機点検	○	○	—	—	—	○	○	○	○
緑地保全	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エレベーター点検	—	○	—	—	—	○	—	—	○

★国マツト管理業務

★グリストアップ業務

★防犯カメラ

★防虫防鼠

★害虫クリーター

★印は自主実施事業

○港湾厚生センターの開館時間及び休日設定

各ふ頭にある厚生施設として、港湾労働者の就業時間や就業日に合わせた開館時間等の設定を行います。

<各港湾厚生センターの開館時間>

施設名	開館時間	休業日
山下ふ頭港湾厚生センター 本館	平日：6時30分～17時00分 土曜：7時00分～14時00分	日曜・祝日 及び年末年始
山下ふ頭港湾厚生センター 別館	平日：8時00分～16時00分 土曜：8時00分～13時00分	日曜・祝日 及び年末年始
本牧ふ頭港湾厚生センター	平日：7時00分～17時00分 土曜：7時00分～14時00分 ※1階ポストア本牧は24時間営業	日曜・祝日 及び年末年始
本牧ふ頭B突堤厚生施設	平日：7時00分～14時30分 土曜：7時00分～13時00分	日曜・祝日 及び年末年始
港湾労働者本牧ふ頭厚生施設	平日：6時00分～14時00分	土曜・日曜・祝日 及び年末年始
大黒ふ頭港湾厚生センター	平日：6時30分～16時00分 土曜：6時30分～14時00分	日曜・祝日 及び年末年始
大黒ふ頭レストハウス	平日：7時00分～15時30分 土曜：7時00分～13時00分	日曜・祝日 及び年末年始
出田町ふ頭港湾厚生センター	平日：7時00分～15時00分 土曜：7時00分～13時00分	日曜・祝日 及び年末年始
横浜市港湾労働会館 (波止場会館)	平日：9時00分～21時00分 土曜：9時00分～17時00分	日曜・祝日 及び年末年始

※ 年末年始休業は12/30～1/4まで

※ 横浜市及び公的関係団体や港湾関係団体等の要請により、日曜祝日に開放する場合があります。

3 自主事業計画

(1) グリストラップ槽清掃（簡易清掃）

実施施設：給食センター、全食堂

(2) AED（自動体外式除細動装置）

実施施設：山下ふ頭港湾厚生センター本館・別館、大黒ふ頭港湾厚生センター、
横浜市港湾労働会館、本牧ふ頭港湾厚生センター

(3) 玄関マット

実施施設：山下ふ頭港湾厚生センター本館・別館、大黒ふ頭港湾厚生センター、
横浜市港湾労働会館、本牧ふ頭港湾厚生センター、本牧ふ頭 B 突堤厚生施設

(4) 洋式トイレの便座クリーナー

実施施設：山下ふ頭港湾厚生センター本館・別館、本牧ふ頭港湾厚生センター、
横浜市港湾労働会館

(5) 防犯カメラ

実施施設：山下ふ頭港湾厚生センター本館・別館、横浜市港湾労働会館、
本牧ふ頭港湾厚生センター、大黒ふ頭港湾厚生センター

(6) 機械警備の実施

実施施設：山下ふ頭港湾厚生センター本館・別館、大黒ふ頭港湾厚生センター、
大黒ふ頭レストハウス、本牧ふ頭港湾厚生センター

(7) インターネット接続サービスとして利用できる無料 Wi-Fi 設備の設置

実施施設：山下ふ頭港湾厚生センター本館、横浜市港湾労働会館、
大黒ふ頭港湾厚生センター、本牧ふ頭港湾厚生センター

(8) その他

全施設において神奈川県「感染防止対策取組書」に参加し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底します。

施設周辺で行われるイベントにおいて、施設を活かした自主事業の実施や施設の無償貸出、無償開放することで、利用促進に向け積極的に取り組みます。

その他、指定管理施設を利用しやすい施設へ改造する必要がある場合は、横浜市へ事業計画の変更を提出いたします。

4 研修等の計画

(1) 指定管理研修

横浜市が実施する指定管理者研修会には、施設担当者を積極的に参加させるとともに、配布資料など、職員間において回覧するなどにより周知し、必要な情報の共有を図ります。

(2) 防災研修

横浜市消防局職員の立会の下、毎年、山下ふ頭港湾厚生センター本館にて、テナントも含めた従業員教育のための防災訓練を予定し、初期消火、避難誘導訓練応急手当などの実技研修を含め実施します。

(3) 食品衛生講習

食堂など食品を扱う施設については、食品衛生法に基づき、食品衛生責任者を選任して、食中毒の防止に努めます。

また、横浜市健康福祉局保健所から講師を招き、毎年、山下ふ頭港湾厚生センター本館にて、衛生講習会を開催する予定で、職員の啓蒙活動を行います。

5 指定管理業務に係る当該年度の収支計算書

収支計算書

(1) 収入

金額 (単位: 千円)

区分	2021年度
指定管理料 (消費税含む)	81,202
収入合計	81,202

(2) 支出

金額 (単位: 千円)

区分	2021年度	
維持管理運営費	81,202	
項 目	人件費	17,952
	消耗品費、備品購入費等	170
	光熱水費 (電気・上下水道・ガス)	9,637
	清掃費 (害虫駆除等含む)	16,846
	安全管理費 (警備費等含む)	9,130
	設備保守点検費	13,409
	保険料	321
	小破修繕費	3,600
	租税公課等	2,755
	消費税	7,382
支出合計	81,202	